

令和6年度 立川市立第七小学校 経営方針

はじめに

立川市教育委員会の教育目標（平成27年4月16日立川市教育委員会決定）に掲げた教育を推進するため、「立川市第3次学校教育振興基本計画」及び「立川市第3次特別支援教育実施計画」に基づき、確かな学力、豊かな心、健康・体力を育む教育の一層の充実を図っていきます。

「まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは学校から」という立川市教育委員会の理念の下、3つの基本方針と9つの基本施策を基に、令和6年度において重点的に取り組む教育施策等を学校教育の指針としていきます。

基本方針

- I 学校教育の充実 ～「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育む～
- II 教育支援と教育環境の充実 ～「つながり」を大切にした特別支援教育の推進～
- III 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上 ～学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む～

市の教育目標や本指針、学習指導要領や生徒指導提要等の趣旨を踏まえて、学校の教育目標や基本方針、指導の重点等を設定するとともに、社会に開かれた教育課程として編成・実施・評価・改善し、次代のまちを担う児童の育成のために創意ある学校経営に取り組んでいきます。

また、立川市民科を中心として、地域とともに子供たちの健やかな成長と地域に貢献できる力を育むことも求められています。学校運営協議会とも連携し、地域が求める子ども像や求める力についても共通理解しながら進めていくことも大切にしていきます。

最後に、本校の歴史と伝統を継承しながら、すべての児童が生き生きと学び、ニコニコ・ワクワクしながら一人一人が笑顔で学校生活を送り、全教職員および保護者・地域とが、組織的・協働的に教育活動を展開する学校を目指していきます。子供たちにとって最善の教育を展開していくために、創意工夫と知恵と絞り、努力する教師集団でありたいと願います。

1 第七小学校の教育目標

人権尊重の精神に基づき、これからの社会に主体的に対応し、国際社会に貢献できる、心身ともに健康で人間性豊かな児童の育成を目指す。

この教育目標を達成するため、次のような児童像を設定する。

- 元気な子
- ◎考える子
- ねばり強い子
- 思いやりのある子

重点目標

- ◎「考える子」とし、豊かな関わりの中で自ら学ぼうとする意欲を高め、思考力、判断力、表現力等を培うことにより、豊かな人間性及び社会性を育成する。

2 目指す学校の姿

今日の学びに喜び（ニコニコ）を感じ、明日の学びに希望を抱く（ワクワク）第七小学校

- ①誰一人として取り残さずに「できた、わかった、うれしい、楽しい」を実現するために、教職員、地域が一体となって取り組む学校
 - ②互いのよさを認め合い、誰もが安心・安全に通える優しさと笑顔にあふれる学校
 - ③教職員、保護者、地域が互いに信頼し、協働共助の精神を大切にする学校
- ⇒学校に関わる全ての人たちの心理的安全性の確保の実現

3 目指す児童像「子どもの事実と教師の腹の底にくる実感を大切にする」

- ① 感謝の心と思いやりの心を持ち、互いのよさを認め合える子
- ② 様々なかかわりを通して学び、自分で考えて行動できる子
- ③ 心と体を鍛え、粘り強くやりぬく子

4 目指す教師像「学ばざる者、子供の前に立つべからず」

- ① 教育のプロとしての高い意識を持ち、児童のために学び続け、互いに切磋琢磨し高め合う教師
- ② 組織の一員として互いに支え合い、経営参画意識をもって職務にあたる教師
- ③ 児童、保護者、地域から信頼され、学校・地域のために力を尽くせる教師

5 立川第三中学校区 共通経営方針

校区の地域、各小・中学校における児童の実態等に基づき、目指す児童像の実現のため、小中連携教育を全教育活動において推進する。

＜校区で目指す子ども像＞

自ら進んで学び、規範意識を高くもち、互いを認め合う児童

6 学校教育目標の具現化のための取り組み

「学力・体力向上」、「生命を尊重する教育の推進」、「特別支援教育の推進」、「立川市民科の充実」の重点課題について、ネットワーク型学校経営システムを学校経営の中核に位置付け推進を図る。学校運営協議会と地域学校協働本部が活発に機能したコミュニティ・スクールを展開することにより、地域との協働による学校経営を図るとともに、カリキュラム・マネジメントによるPDCAサイクルを進め、地域人材や地域資源を積極的に活用し、次のような学校づくりを推進する。

Ⅰ 学校教育の充実 ～「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育む～

1 学力の向上

(1) 教科等横断的な学習

- ・各教科等で育成する力のもとより、**学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力**や新たな価値を生み出す豊かな創造性等の現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を**教科等横断的な視点**に基づいて児童を育成する。

(2) 身に付けた力を活用する探究的な学習

- ・**立川市民科及び総合的な学習の時間で育成する力を明確**にし、実生活に関わる探究的な学習や児童が身に付けた力を活用できる学習活動等を充実していく。

(3) 授業の質的な向上

- ・国の学力調査、東京ベーシック・ドリル等の分析結果や授業改善のポイントを明示し、**授業の質的向上**を図る。
- ・**学びの目的や授業のねらいを明確**にし、問題解決における「自力解決」や「学び合い」「振り返り」の学習場面を意図的・計画的に設定することで、学びの質を高め、児童が学習内容を深く理解し、生涯にわたって能動的に学び続けられるようにする。

(4) 習熟度別少人数指導や教員の専門性を生かした指導の充実

- ・算数の習熟度別少人数指導の授業改善をさらに推進する。また、**学習集団の特性に応じた指導の工夫及び個に応じた指導の充実**を図り、基礎的・基本的な学習内容の定着と発展的な学習に取り組む。
- ・高学年を中心に、**教科担任制**を進める。

(5) 授業時の個に応じた指導

- ・教職員間の情報共有や家庭との連携等により、児童一人ひとりの能力や学習の進捗等を把握し、状況に応じた指導により、**誰ひとり取り残さない個に応じた指導の充実**を図る。

(6) 研究や研修の充実

- ・**児童の実態を分析**し、学校の課題に基づいた**研究主題を設定し、校内で組織的に課題の解決に資する研究を推進**する。
- ・教職員が、自らの専門性を高めるために東京都教職員研修センターや文部科学省等が主催する研修を主体的に受講し、**質の高い教職員集団を構築**する。
- ・授業力アップ研修、夏季教員研修、理科における実践研修、ICT活用研修等を通して、**教員の指導力の向上**を図る。
- ・**算数道場**や「地域未来塾事業」を設定し、**基礎学力の定着**や主体的に学習に取り組む態度を育成する。

(7) 外国語教育におけるコミュニケーション能力の向上

- ・外国語活動・外国語の授業において、担当教員と外国語指導助手（ALT）とのチーム・ティーチングによる授業を実施し、**児童のコミュニケーション能力の向上**と外国語活動・外国語と中学校の外国語科との円滑な接続を図る。
- ・TGG GREEN SPRINGS（立川）を活用し、**英語でコミュニケーションがとれる喜びや楽しさを体験**させて、英語学習に対する学習意欲を高める。

(8) 外国語教育における教員の指導力の向上

- ・**小学校教育研究会外国語部による研究を共有**することや、外国語の指導教諭による授業公開等に参加することにより、教員の英語指導力向上と指導内容の充実を図る。

(9) ICT を活用した学習活動の充実

- ・ **タブレット PC 等を計画的・効果的に活用**し、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、思考力、判断力、表現力等を育む授業を展開し、児童の学力の向上を図る。
- ・ 児童が主体的に ICT 活用のルールやマナーを学び、情報社会における正しい判断力を身に付け、**自律的に使用することができる態度を家庭との連携を図りながら育み**、情報を適切に選択し活用するメディアリテラシーを育成する。
- ・ 児童が論理的思考力を身に付けさせるため、プログラミング教育の充実を図る。

(10) ICT を活用した校務改善

- ・ 校務 PC 及びタブレット PC 等を活用して、学習指導案やワークシート、教材等を教員間、学校間で共有する。

2 豊かな心を育むための教育の推進

(1) 生命を尊重する教育の徹底

- ・ 学校の教育活動全体を通して、人権教育、道徳教育など**生命を尊重する教育の徹底**を図る。
- ・ 「SOS を出す力」「SOS を受け止め、支援する力」の育成を最優先の課題として、教職員、地域、関係機関等と連携し、**生命と人権を守る教育の徹底**を図る。

(2) 人権教育の推進

- ・ 「ふれあい月間」、「いじめ解消・暴力根絶旬間」及び「人権週間」等の取組を通して**人権尊重の理念**を児童が正しく理解し、実践する態度を育成する。
- ・ 「人権教育プログラム（学校教育編）」及び人権教育ビデオ（DVD）等を活用した研修会を実施し、**教員の人権意識や人権感覚を醸成**する。

(3) 道徳教育の推進

- ・ 「**生命の尊さ**」を内容とした**道徳授業地区公開講座**を開催し、保護者や地域の方との意見交換会を通して、学校・家庭・地域が一体となって生命を尊重する教育を推進する。また、道徳科の授業を公開することにより、授業の活性化とともに質の向上を図る。

(4) いじめの防止

- ・ 「立川市子どものいじめ防止条例」、「立川市いじめ防止基本方針（第二次改訂）」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、**いじめに対する学校の組織的・継続的な対応力を強化**し、学校・家庭・地域が連携して、**いじめの未然防止、早期発見、早期対応**に努める。
- ・ 弁護士等の外部講師を招聘し「いじめ防止授業」を実施する。
- ・ 心理調査分析等を活用し、「学級集団の状況」と学級集団における「個人の状況（学校生活における意欲）」を客観的に捉え、**いじめ問題の発見と予防に努め、お互いの違いを認め尊重し合う学級づくり**を目指す。
- ・ 感染症等に関連する偏見や差別、いじめを生まないための指導を徹底する。

(5) 体罰・暴力行為の根絶

- ・ 体罰は児童の人権を侵害するものであり、いかなる理由があろうとも絶対に認められるものではないとの認識の下、**信頼関係に基づいた指導や児童の心に寄り添った指導**を行う。
- ・ 暴力行為が発生した場合には、根本的解決に取り組むとともに、**毅然とした姿勢で指導に臨み、全ての児童が安全・安心に学校生活を過ごすことができるようにする**。

(6) 安全かつ倫理的な SNS 等の活用

- ・ 外部機関と連携したセーフティ教室等の実施や SNS 東京ノート等の活用により、**大量の情報や情報通信技術が生活に果たす役割や与える影響**を考えるとともに、**情報を安全かつ倫理的に活用するためのルールやマナー**を考え、家庭とも連携を図りながら児童が主体的に問題を解決しようとする態度を育てる。

(7) 不登校対策のための取組

- ・ **不登校児童に対する早期支援の徹底**を図る。また、不登校の長期化への対応として、「登校支援シート」の作成と活用を図り、関係機関と連携して児童がもっている能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養う取組を強化する。
- ・ **教室以外の居場所を学校に設置**し、タブレット PC 等を活用する等、不登校傾向にある児童に対し、**個に応じたきめ細かい支援**を行う。

(8) 伝統文化と国際理解の推進

- ・ 多様な文化を尊重できる態度や資質を養い、国際社会において主体的に行動できる児童の育成を目指すため、各教科等を通して**日本及び立川の伝統・文化への理解を深め、異なる文化との相互理解を促進**する。

(9) 読書活動の推進

- ・ 保護者、地域の学校図書館ボランティアとの連携や市立図書館との連携、学校図書館支援指導員等の活用及び児童の委員会活動を充実し、**読書活動の推進と読書習慣の定着**を図る。
- ・ **電子図書館を活用**し、学校や家庭における読書活動を推進する。

(10) 持続可能な社会の担い手の育成

- ・ SDGs で掲げられている現代社会の諸課題について、「**誰ひとり取り残さない**」という考えの下、持続可能な社会の担い手を育成する。

3 体力の向上と健康づくりの促進

(1) 体力向上のための教育活動の充実

- ・ 東京都統一体力テストの結果や日頃の児童の体力に関する実態等について検証し、「授業改善推進プラン」を活用した授業改善に取り組む。また、**一校一取組運動等の取組を充実**させる。

(2) 専門的な技能を有する人材を生かした指導

- ・ 東京女子体育大学や地域に拠点を置く**プロスポーツチーム等と連携した体育授業の実施**をする。その取組において、専門的な知識及び技能を有する指導者等の人材を招聘し、児童の運動への興味・関心を高め、**基本的・基本的な運動技能や、より高度な技能の向上**を図る。

(3) 健康教育の推進

- ・ 体育科の保健分野及び家の家庭科における指導とともに、養護教諭や学校医、保健師等と連携した指導を推進し、病気の予防、心身の健康の保持増進、薬物乱用の防止等の**健康教育を充実**させる。また、医療関係等の外部機関と連携した「がん教育」等の充実を図る。

(4) 基本的な生活習慣の定着

- ・ 「**早寝、早起き、朝ご飯**」など**生活リズムを整える**ことや家の手伝いなど、家庭における児童の役割を明確にするとともに、**学校生活におけるきまりを守る等の基本的な生活習慣の定着**を図る。
- ・ 手洗いや咳エチケット、換気等の基本的な感染症対策等、日常的な取組を継続する。
- ・ 感染症等の影響による児童のストレスを鑑み、心身のケアを図る。

(5) 食物アレルギー対応の徹底

- ・ 「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針（令和4年10月改正）」や「食物アレルギー対応実施手順書」等に基づき、教育委員会・学校・保護者・調理関係者の情報共有や調理、配膳等における確認作業などの**食物アレルギー対応を徹底**し、食物アレルギーがある**児童に安全・安心な給食を提供**する。
- ・ 学校給食課と学務課で連携し、食物アレルギー事故の防止や緊急時の対応などについて知識及び対応力を習得するため、**教員等を対象とした食物アレルギー対応研修**を実施する。

(6) 食育の推進

- ・ 学校給食共同調理場における食に関する年間指導計画に基づき、児童が「食」への関心を高め、食べること

の大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるため、学校給食課の栄養士が学級担任等と連携し、**学校給食を活用した食育を推進**する。

- ・食育リーダーを中心に、小学校の生活科や家庭科、中学校の技術・家庭の家庭分野等における学習との関連を図り、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む心と体の健康づくりを「食」を通して推進する。

II 教育支援と教育環境の充実 ～「つながり」を大切にした特別支援教育の推進～

4 特別支援教育の推進

(1) 早期連携・早期支援の充実

- ・子ども家庭支援センターの発達相談と教育支援課の就学相談・教育相談の連携の充実を図るとともに、**就学支援シート及びサポートファイル**の活用を促進する。

(2) 就学前機関から小・中学校間の接続

- ・中学校区における**通常の学級と特別支援学級との連携**を実態に応じて進める。また、**就学前機関と小学校間の接続も円滑**にしていく。

(3) 学校における計画的な特別支援教育の推進

- ・学校経営計画及び学校の教育課程に特別支援教育の取組を明示する。
- ・校内委員会の役割等を明確にし、併せて特別支援教室の巡回指導教員が巡回校の特別支援教育副コーディネーターとして参加することにより、**校内委員会を充実**させる。
- ・**ユニバーサルデザイン等の考え方に基づいた指導・支援の工夫**について、学校・保護者・関連機関全体で共通理解を図り、実践する。

(4) 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、個別指導計画の活用

- ・**学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、個別指導計画を作成・活用**し、中学校に円滑に引継ぐ。

(5) 多様な教育の場の整備及び充実

- ・保護者等に対し、インクルーシブ教育システムの理念等を周知し、**児童一人ひとりに応じた特別支援教育の充実**を図る。
- ・通常の学級、特別支援教室、ことばの教室において授業改善への取組を行い、**発達障害のある児童に対する切れ目ない支援体制**を充実させる。

(6) 教員の専門性向上

- ・**特別支援教育に関する理解**を深め、さらなる支援の充実に向けて、特別支援学校及び大学との連携による専門性向上プラン等により特別支援教室等教員の授業力向上を図る。

(7) 特別支援学級臨時指導員等の専門性の向上

(8) 交流及び共同学習の推進

- ・実態に応じて交流及び共同学習の内容の充実を図りつつ、学校における様々な学習場面を通して、特別支援教育に関する児童及び保護者の理解を深める。

(9) 副籍制度の実施

- ・特別支援学校の児童の状況や、地域指定校の実態に合わせた副籍制度を実施する。

5 学校運営の充実

(1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用

- ・**スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の一層の活用**を図るとともに、子ども家庭支援センターや主任児童委員・民生委員等による地域での支援を通し、児童等が抱える課題の解消を図る。

(2) 不登校児童への支援

- ・ケース会議 等が必要に応じて実施し、不登校児童に対する早期の支援や学校等の取組の支援を検討する。
- ・教育支援センターは、不登校児童の社会的自立に向けた支援や、学習指導・教育相談等や**関係機関等と連携を図り、一人ひとりに寄り添った支援**を行う。

(3) 「学校における働き方改革」の推進

- ・一定期間以上の学校閉庁日を夏季休業期間等で設け、教職員の計画的な休暇の取得を図る。
- ・**教職員が心身の健康を保持**するために、法令に基づいた健康診断やストレスチェックを行い、体調不良の未然防止に努める。
- ・校務支援システムやタブレット PC の活用方法の共有や出退勤管理システムを活用した教職員の勤務状況の把握、夜間等における電話対応の音声案内の活用など、**教職員の働き方に関する意識を変革**し、学校教育の質の維持向上を目指す。

(4) 教職員への業務負担の軽減

- ・学校支援員、副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ、学校図書館支援指導員等を活用し、**学校経営の安定化や教職員の業務負担の軽減**を図る。

(5) 私費会計事務の機能強化

- ・**私費会計事務については会計事故防止**の観点に加え、国及び東京都が進める「学校における働き方改革推進プラン」及び「学校徴収金ガイドライン」に示された方針に沿い、学校管理職のリーダーシップのもと、学校管理職、教員、学校事務職員がそれぞれの役割分担に応じて組織的に対応する。特に**未納対応は、学校事務室だけでなく学校全体で組織的に取り組む**。

6 教育環境の充実

(1) 学校間ネットワーク及び統合型校務支援システムの運用

- ・「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（文部科学省）」に準拠した情報セキュリティの確保を行うとともに、学校間ネットワーク及び統合型校務支援システムを活用し**校務事務の効率化**を進める。
- ・学務課は、システムの円滑な運用のため、ヘルプデスクや校務支援サポーター等により教職員の支援を行う。

(2) 児童の一人1台タブレット PC 活用等の環境整備

- ・一人1台タブレット PC や令和5年度より順次導入している**電子黒板等を効果的に活用**して、**児童の学習活動の充実**を図る。

III 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

～学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む～

7 ネットワーク型の学校経営システムの拡充

(1) 地域と連携した学校づくりの推進

- ・**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動**が一体となり、学校運営を推進する。
- ・授業や学校行事の積極的な公開や**学校支援ボランティアの活用**を推進する。また、**学校ホームページ**を活用し、きめ細かく保護者や市民へ情報を発信する。

(2) 「立川市民科」の充実

- ・**地域に根ざした探究的な学習を展開**させるため、地域の特色を生かし、保護者、地域、専門家、企業、行政等の様々な関係者の協力を得て、**自然環境や施設等の地域環境を生かした学習を推進**する。

(3) よりよい社会づくりに向けた取組の推進

- ・ **立川市民科の実践を発表する機会**を設け、広く市民へ周知し理解を求める。また、地域の方々や保護者と一緒に立川市民科の学習に取り組む機会として、**立川市民科公開講座**を実施する。

(4) 自己実現への意欲・態度の育成

- ・ キャリア教育全体計画に基づき、児童が自己の生き方やキャリア形成を考える機会を設定し、**主体的にまちや社会と関わり自己実現を図ろうとする意欲や態度を培う**。
- ・ 「**立川夢・未来ノート**」を年間指導計画に**年間3回以上**位置付け、計画的に活用する。

(5) 地域の教育力の活用

- ・ **児童の学習支援や学校生活支援の充実**に向けて、保護者や地域住民、近隣大学等との連携・協力体制の構築をさらに推進する。
- ・ 児童の学びの充実に向けて、地域とのつながりを強化し、地域人材を活用するため、地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を中心として「**地域学校協働活動事業**」を実施し、**地域による学校支援を組織的に展開**する。

8 幼保小中連携の推進

(1) 小中連携による教育活動の円滑な接続

- ・ 義務教育9年間の発達や学びの連続性を見通した**教育課程の円滑な接続**を図る。教務主任会や小中連携担当者連絡会等において、円滑な接続に向けた推進方法や学校経営方針等を共有する。

(2) 幼稚園・保育園との連携を踏まえた小中連携教育の充実

- ・ 幼稚園・保育園との連携を踏まえて、**小中連携教育をさらに充実**させ、中学校区が一体となった教育活動を推進する。
- ・ 未就学児に小学校生活を体験させる等の相互交流を計画的に実施し、**幼稚園及び保育園と小学校との円滑な接続を図るスタートカリキュラムの実践、改善**を進める。

9 児童の安全・安心の確保

(1) 安全教育プログラムの活用

- ・ 安全教育プログラムを活用して「**必ず指導する基本的事項**」の徹底を図り、危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる。

(2) 登下校の安全対策

- ・ シルバー人材センター会員や保護者など地域の方々と学校との連携により登下校時における児童の交通事故や犯罪被害を防ぎ、**地域全体で児童の安全確保に取り組む**。

(3) 自然災害についての知識の習得や自然災害への対応

- ・ 児童が災害に対する知識・理解を深め、危険から身を守り、迅速かつ最善の行動力を発揮できるように**家庭とも連携した取組を推進**する。
- ・ 学校で実施する避難訓練や防災体験学習に加え、地域と連携した防災訓練への積極的な参加を促し、地域の一員としての**自己の役割の理解や個々の防災対応力を高める**。

(4) 危機管理マニュアルの改善

- ・ 危機管理マニュアルに基づき、校内で組織的な対応を図るとともに、マニュアルは常に評価・改善を行う。
- ・ 危機管理マニュアルの内容は、保護者や地域、関係機関との周知・共有を図り、**地域全体で児童等の安全確保に向けた取組を推進**する。

IV 公立学校の公務員、学校組織の職員、教師の職務等について

(1) 副校長を中心とした組織的な学校運営

副校長は学校長を補佐する職務であり、いわば**職員室の担任**である。その判断は校長の示す学校経営方針を具現化するための教育活動の方向性と具体的方法、方策である。**副校長を学校運営・職員室経営・人材育成・対外折衝の要**として公務遂行を指示、監督し、課題の解決を図る。**主幹教諭**は副校長のスムーズな職務遂行をサポートする。

(2) サービスの遵守

- ・法令を遵守する意識を充実させるとともに、「**東京都公立学校職員服務規程**」「**立川市立学校の管理運営に関する規則**」の徹底を図る。
- ・**個人情報の管理を徹底**する。児童の作品、検査結果等の扱いについては、名簿チェックと**ダブルチェック**、手渡しで授受、管理職の確認など最高水準の配慮を施し、**紛失等の事故**を絶対に発生させない。特に端末に関する児童個々の情報（ID やアカウント、パスワード等）については十分な確認と規約の整備を行う。また、「情報機器ガイドライン」の徹底、及び含む**事故防止研修会の定期的実施**により、個人情報管理に対する意識の高揚を図る。
- ・身分上、職務上の公務員である自覚を高め、信用失墜行為は決して起こさない。特に**体罰（不適切な指導を含む）、個人情報に関する事故（誤廃棄を含む）、会計事故、交通事故、通勤事故（届け出の通勤経路違反）、及びわいせつ事故**は徹底して防止に取り組む。
- ・校内に、**体罰やわいせつ行為が発生しがちな空間**（目につきにくい、二人きりになり得る、カーテンを閉め切った教室、施錠のしていない教室等）がないか常に目を配ると共に、児童への指導の際は、**1対1にならない、保護者と個人的にメール等のやりとりをしない**等に注意をする
- ・来校者の名札着用、校内に立ち入らせない、児童の防犯ブザー所持、監視カメラ等により、児童の安全管理について徹底する。
- ・**職員室においては机上整理**、退勤時の机上フラットの励行、執務室としての環境づくり等により、迅速、正確、安全な事務処理を行うことで業務効率の向上に努め、サービス事故を徹底防止する。
- ・**公務用の端末**は、離籍の際は画面を閉じ、退勤時はシャットダウンする。
- ・教員の執務場所は職員室である。**教室には児童の作品、名簿、提出物、成績及び教員の私物は置かない。**
- ・携帯電話やタブレット等の**個人所有端末は、職員室から持ち出さない**。必要がある場合には事前に管理職から許可を得る。
- ・デジタルカメラ、ビデオ撮影機器、記録媒体、及び校内のカギについては、管理を徹底する。**使用する場合には管理簿に記入をし、保管場所には誰が持ち出しているのかが分かるようにする**。記録媒体に関しては返却時にデータが残っていないことを確認する。

(3) 働き方改革

- ・**勤務時間以外の勤務は月45時間を超えない**。地域からの「税金で照明やエアコンを使っている」という目が一層厳しくなっていることを念頭に置き、遅くまで残ったり、週休日に出勤をしたりして仕事をするのが熱心だ、という価値観を排除し、**勤務時間内に計画的、効率的に職務を完了**する。

(4) 会議の進め方

- ・各会議は全メンバーの出席を待つことなく**定刻に開始し、冒頭で終了予定時刻を確認**する。
- ・教務は時間配分を事前に提案者と確認をする。

- ・ 毎朝 8 : 15 の業務開始時と退勤の 16 : 45 までに **C4 t h** で連絡事項を確認する。
- ・ 各種会議には記録担当を設置し、内容を文書にして残す。会議終了後に管理職に提出し、報告とする。また、**会議欠席者は必ず記録を確認し、確認欄に押印する。**
- ・ **組織的に進めていくために、C4 t h を活用し、職員の周知・徹底を図る。**
- ・ 夕会は原則月曜日に行う。出張等により出席できなかったものは早急に記録を読み、内容を確認する。確認後、自分の名前横に押印を行う。

(5) 運営委員会

- ・ 委員は管理職、4 級職、必置主任、専科主任。不在の場合は代替者が出席する。
- ・ 運営委員以外が担当の場合は、起案検討のみ参加する。
- ・ **提案事項は、事前に部会等で検討された文書をもって行い、確認事項・検討事項を明確に示す。**提案は、職員会議フォルダに格納したもの、または紙に印刷したものをもって行う。
- ・ **周知、確認のみで済む内容については、運営で扱わず、夕会にて行う。**